二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
四　指定の有効期間　三年
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三百三十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第五号の規定に基づき、同号の業種を次のように指定する。

平成二十一年十二月四日

経済産業大臣　直嶋　正行

1　指定業種

番号	業種名
一	花こう岩・同類似岩石採石業
二	安山岩・同類似岩石採石業
三	ぎょう灰岩採石業
四	石灰石鉱業
五	ビール類製造業
六	たる製造業
七	おけ製造業
八	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
九	電気通信に附帯するサービス業（電報配達業に限る。）
十	輸送用機械器具卸売業（自動車を除く。）
十一	劇団
十二	カラオケボックス業
十三	一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）
十四	産業用機械器具賃貸業（業務用カラオケ賃貸業に限る。）
十五	フェルト・不織布製造業
十六	足袋製造業
十七	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
十八	鋼管製造業
十九	その他の一般産業用機械・装置製造業
二十	他に分類されないその他の製造業
二十一	他に分類されないその他の卸売業
二十二	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
二十三	その他の機械器具小売業
二十四	他に分類されないその他の小売業

2　指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十一年十二月四日から平成二十二年三月三十一日までとする。

なお、次の業種に属する中小企業者が、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十一年十二月四日までとする。

番号	業種名
一	発酵工業
二	化学機械・同装置製造業
三	不織布製造業
四	足袋製造業（和装製品に限る。）
五	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業（繊維製草履・同附属品製造業、なめし革製衣服製造業に限る。）
六	電縫鋼管製造業
七	その他の一般産業用機械・装置製造業（めっき用機械・同装置製造業に限る。）
八	他に分類されないその他の製造業（線香製造業、釣りえさ製造業、真珠核製造業に限る。）
九	他に分類されないその他の卸売業（文房具卸売業、印章・印判卸売業、朱肉卸売業、香類卸売業、き章・バッジ卸売業、仮設トイレ卸売業、絵具卸売業、楽器類卸売業、時計バンド卸売業、なめし革卸売業、ペット用品卸売業、木炭卸売業、豆炭卸売業、練炭卸売業、まき卸売業、雑誌卸売業、書籍・同附属品卸売業、植木卸売業、花き卸売業、オガライト卸売業（オガタンを含む。）、成型木炭卸売業、たどん卸売業、ミュージックテープ（録音済のもの）、コンパクトディスク（録音済のもの）、DVD・ビデオテープ（録画済のもの）等卸売業、ゴムベルト卸売業、ゴムホース卸売業、工業用ゴム製品卸売業、ゴム手袋卸売業、生ゴム卸売業、ラテックス卸売業、クラムラバー卸売業、写真フィルム卸売業、印画紙卸売業、他に分類されない化学製品卸売業、釣りえさ卸売業に限る。）
十	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業（洋傘小売業、和傘小売業、スキー小売業に限る。）
十一	その他の機械器具小売業（ミシン・編機・同部分品小売業に限る。）
十二	他に分類されないその他の小売業（印章・印判小売業、造花小売業、碑石・墓石小売業、石工業、石けん小売業（化粧、洗顔、薬用を除く。）、帆布小売業、美術品小売業、絵画小売業、コンパクトディスク（音楽用以外のもの）、DVD・録画テープ（記録済のもの）等小売業、釣りえさ小売業、舟艇小売業に限る。）

○国土交通省告示第千二百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

樽見谷川

砂防法第二条の土地の表示

二　次に掲げる土地に存する標柱一号から四十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県田辺市鮎川

字寺尾	
三〇二七番一	一号
三〇二七番	二号
三〇二八番	三号から十号まで
二九八九番一	十一号
地先道路敷	
三四三二番六	十二号及び十三号
三四三二番三	十四号
三四三二番一	十五号から十七号まで
三四三一番二	十八号
三四三一番一	十九号から二十五号まで
三四三〇番一	二十六号及び二十七号
三四三〇番三	二十八号
三四二八番五一	二十九号
三四二八番二	三十号及び三十一号
三四二八番八	三十二号及び三十三号
三四二五番	三十四号及び三十五号
三四二三番	三十六号
三四二〇番	三十七号
三〇八一番	三十八号から四十号まで
三四一三番二	四十一号から四十三号まで

○防衛省告示第二百十一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十一年十二月四日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十一年十二月十四日から同月十八日まで（予備、同月十九日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三一度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦十五隻

その他

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十二号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十一年十二月四日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十一年十二月二十一日（予備、同月二十二日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒